岩国市立地適正化計画

改定版《概要版》

多様な魅力を活力に変え
安心・快適に暮らせる持続可能な都市

令和７年３月
岩 国 市

1 岩国市では、人口減少・少子高齢化が深刻な問題となっています。

- 本市の人口は、1980（昭和55）年の約16.4万人をピークに減少が続いています。
- 2050（令和32）年には、現状より約35.7%減少すると予測されており、その人口規模は1925（大正14）年の10.7万人を下回る見込みです。
- 少子高齢化も進行しており、2050（令和32）年には、65歳以上の高齢者が約４割を占め、15歳未満の年少者が１割を下回るとされています。

2050（令和 32 年）には、
1925（大正 14）年の人口 10.7 万人
を下回ってしまうかも！

人口の推移と推計

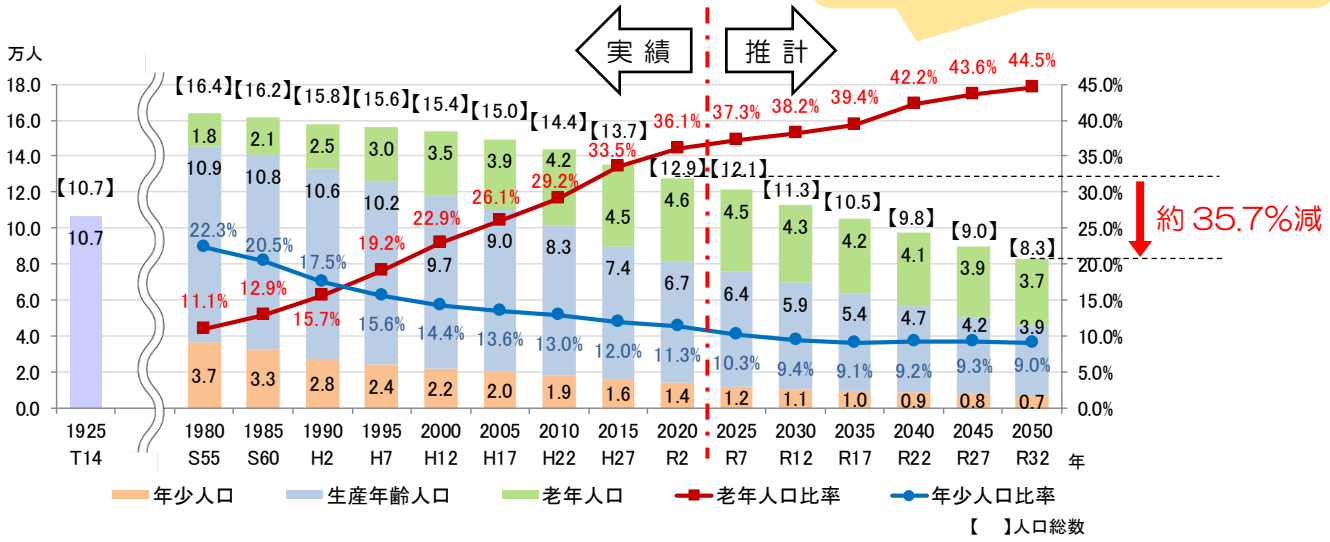

- 人口の増加とともに拡大した市街地は、人口が減少する中でも、郊外に住宅や商業施設が整備されるなど、市街地が拡大し続けています。

市街地の変遷

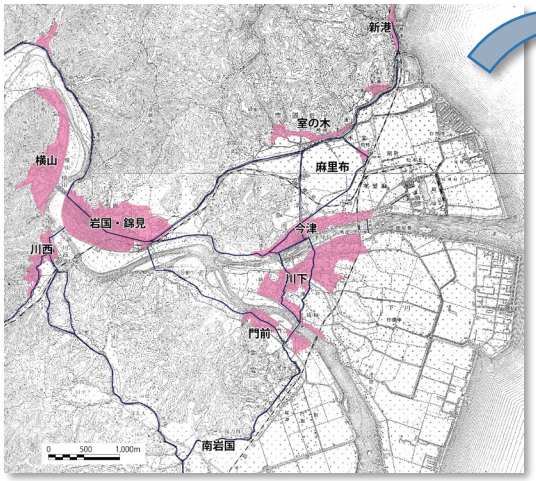

1925（大正 14）年頃の市街地（岩国地域）

人口の増加とともに市街地は拡大し、現在の市街地が形成。

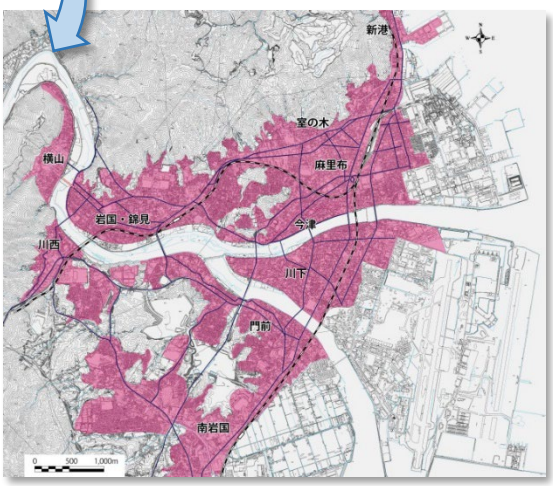

現在の市街地（岩国地域）

人口が減少する中で、拡大していった市街地は元の形に戻らない。
今後の市街地の形は？
そこでの暮らしは？

◆ 2020（令和２）から2050（令和32）年にかけての人口密度の増減の推計をみると、市街化区域（用途地域）内でも多くのエリアで人口密度が25%以上減少しています。

2020～2050年の人口密度増減率

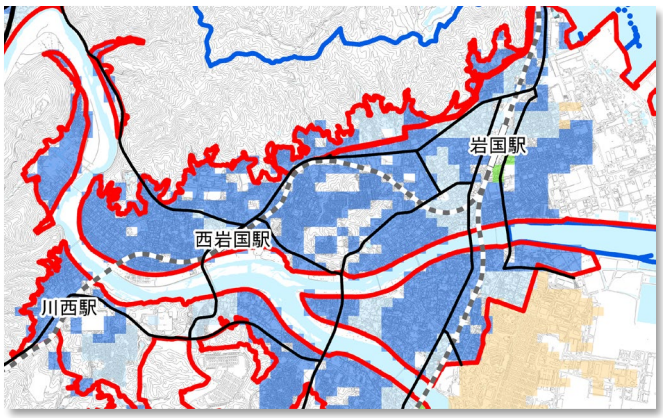

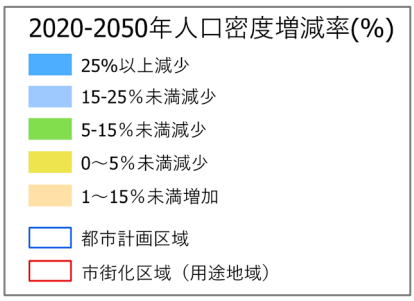

岩国駅周辺・今津・
室の木・川下地区

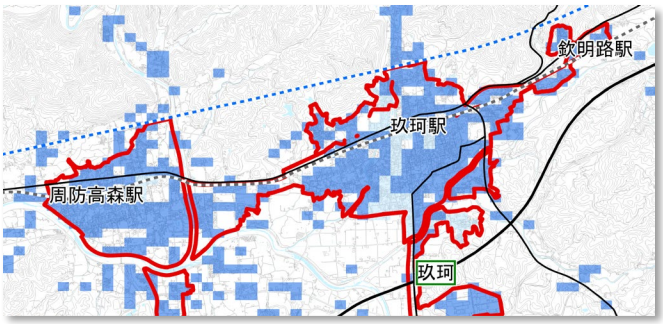

玖珂・周東地区

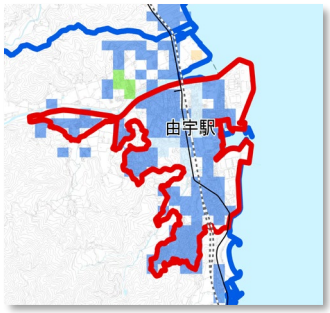

由宇地区

今後、更なる人口減少が進む中、このまま放っておくと･･･

まちなかでは人が減ることで、お店が閉店したり、バスの運行が廃止されるなど、まちに活気がなくなる可能性があります。

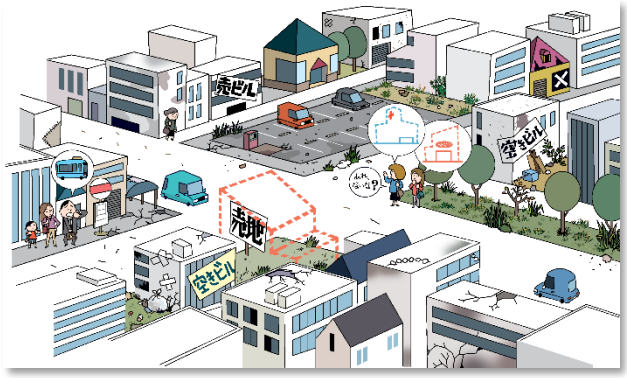

まちなか

住宅地でも人が減ることで、空き家が増加したり、身近なお店が閉店するなど、まちが寂しくなる可能性があります。

住宅地

対策を立てて、便利なまちを維持しなくては！

2 立地適正化計画とは

「岩国市立地適正化計画」により、暮らしやすさの維持を目指します！

● 立地適正化計画とは

◆ 立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や緩やかな立地の誘導を長時間かけて行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進する、**「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり**を実現することを目的としています。

● 計画改定の背景

◆ 近年全国各地で気候変動の影響による水災害が頻発・激甚化の傾向をみせていることを踏まえ、2020（令和２）年６月に都市再生法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を位置づけることとなりました。

◆ 防災指針とは、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は、新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組むことを示すものです。本市でも防災まちづくりを推進するために本計画の改定を行いました。

● 立地適正化計画で定める主な事項

◆ 立地適正化計画では、基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域・誘導施設、居住及び誘導施設の立地を誘導するための施策を定めます。また、防災指針として、防災減災対策の取組方針、防災減災施策、実施プログラムを定めます。

・居住誘導区域とは･･･

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。原則として、市街化区域又は非線引き用途地域内に設定します。

・都市機能誘導区域とは･･･

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。原則として、居住誘導区域内に設定します。

・誘導施設とは･･･

居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、立地を誘導する施設を設定します。
都市機能誘導区域ごとに設定します。

《立地適正化計画の区域イメージ》

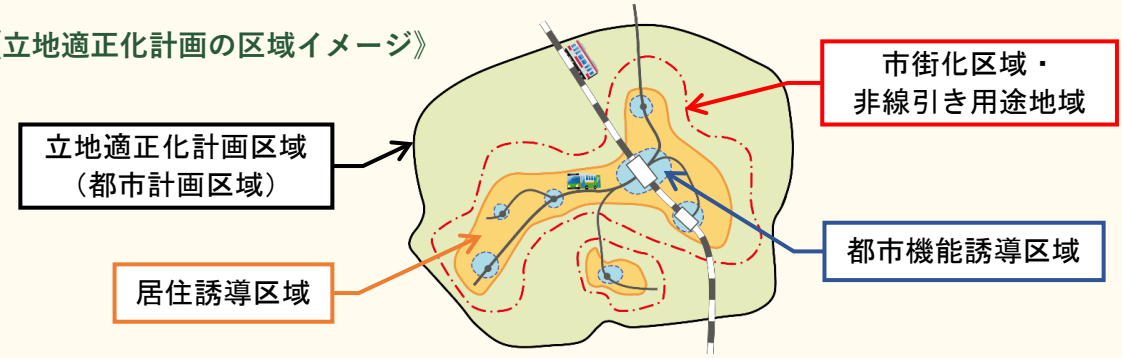

● 上位・関連計画との連携

『岩国市都市計画マスタープラン』に即しながら、『岩国市地域公共交通計画』との整合・連携を図り、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指します。

立地適正化計画の位置付け

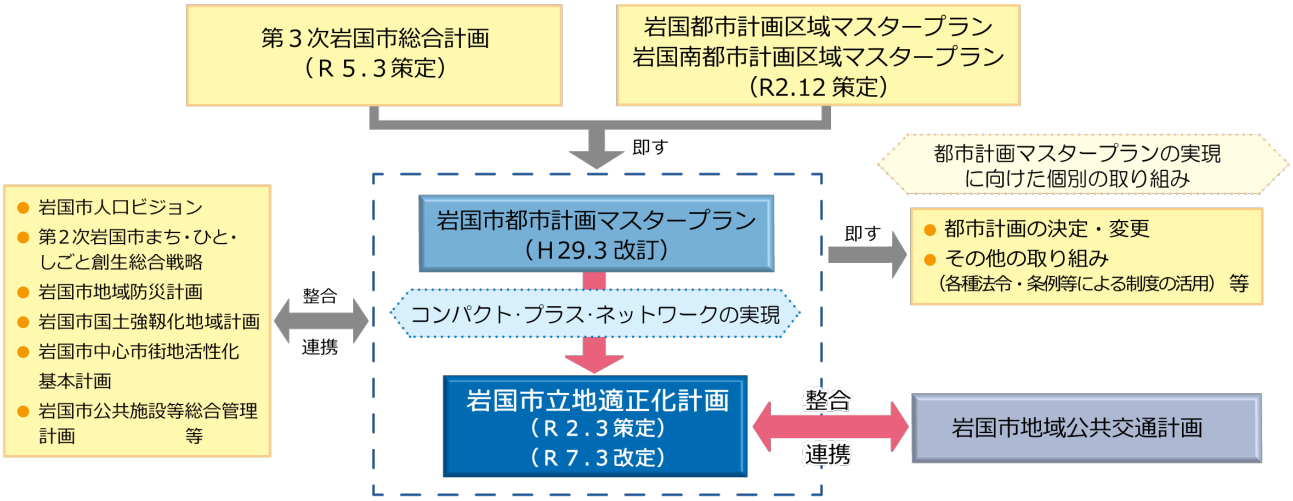

● 計画対象区域

本計画の対象区域は、
都市再生法に基づき、本市の都市計画区域である、
「岩国都市計画区域」と**「岩国南都市計画区域」**
を対象とします。

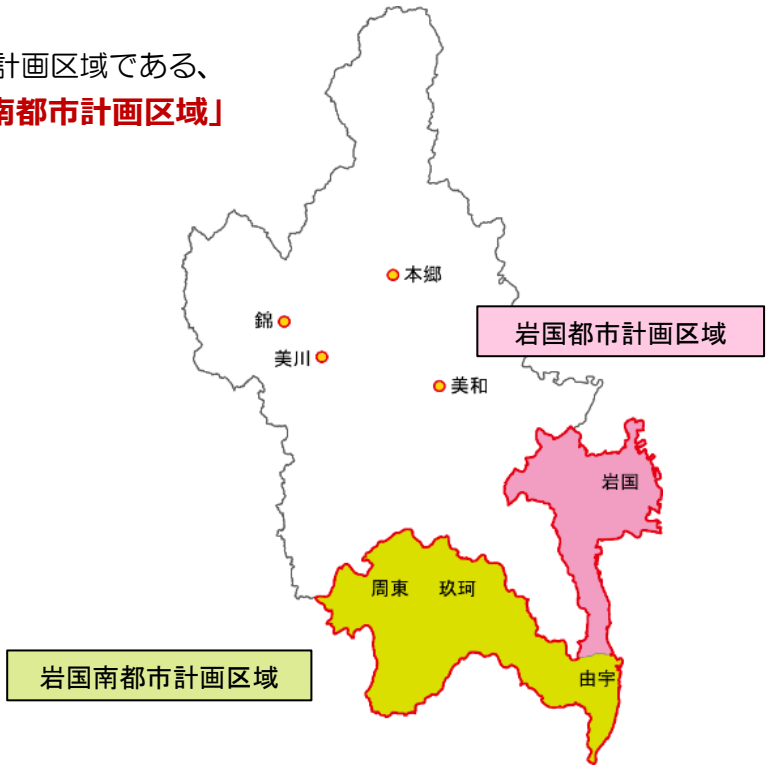

● 目標年次

本計画の目標年次は、**２０４０（令和２２）年**とします。
『岩国市都市計画マスタープラン』等の見直しや都市施設整備の状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 立地適正化計画の基本方針

上位・関連計画である『第３次岩国市総合計画』及び『岩国市都市計画マスタープラン』の将来像や目標の実現に向けて、本計画では、都市エリア（都市計画区域＝本計画の対象区域）で実現する都市の姿を次のとおり掲げ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

《岩国市立地適正化計画の目標》

多様な魅力を活力に変え 安心・快適に暮らせる持続可能な都市

本市が有する多様な魅力を持つ各拠点をネットワークさせることにより、都市全体の活力づくりにつなげます。

また、人口減少社会を前提に、日常生活における都市づくりとともに、災害リスクも視野に入れた減災と防災力の向上にもつながる市街地の再編により、効率的かつ効果的な財政投資も含めた持続可能な都市づくりを目指します。

《岩国市立地適正化計画の実現に向けた方針》

1 交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成

- ◆ 快適で利便性の高い拠点の形成
- ◆ 拠点内や拠点間交流による都市全体の活力の創出
- ◆ 過度に自動車に頼らない暮らしの実現
- ◆ 防災機能が発揮される拠点機能の維持・強化

2 移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成

- ◆ 土地利用の適正化による、メリハリのある市街地再編
- ◆ 公共交通による移動の効率性と利便性の向上

3 自然災害に備えた既成市街地の再編

- ◆ 地域や地理的特性を踏まえた市街地の再編
- ◆ 防災力の向上に資する取組による被害の最小限化

● 岩国市立地適正化計画で目指す市街地構造

岩国市立地適正化計画の実現に向けた３つの方針を踏まえて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

市街地構造

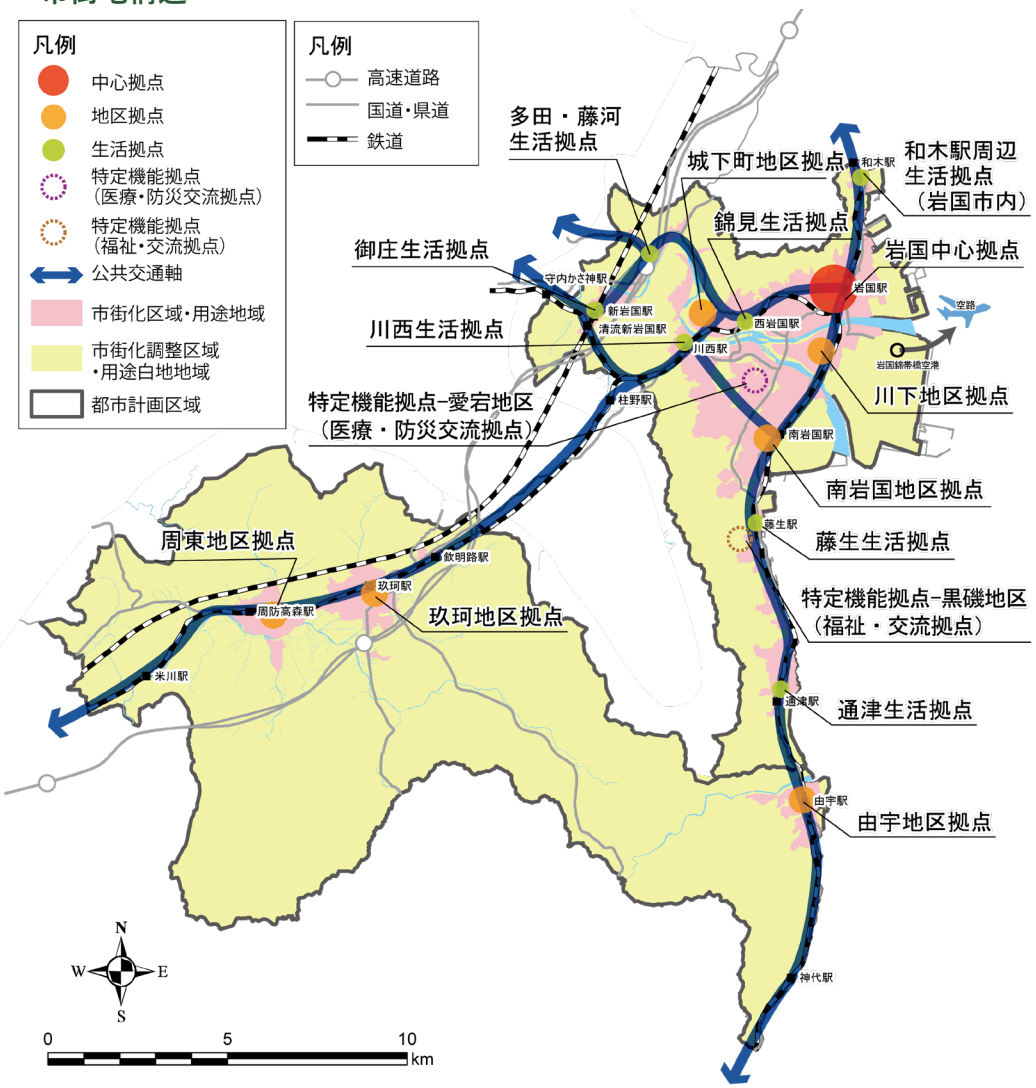

拠点と軸の位置付け

拠点・軸	概　要	地区名称・公共交通軸
中心拠点	市の中心としてにぎわいを創出する	岩国駅周辺
地区拠点	旧市町の中心や地区単位の中心で、総合支所などの行政機能や診療所、スーパーなどの多様な機能の集積を図る	城下町、川下、南岩国、由宇、玖珂、周東
特定機能拠点	上記の拠点以外に、中心拠点と同様に、特徴ある機能の維持・誘導を図る	医療・防災交流拠点（愛宕）、福祉・交流拠点（黒磯）
生活拠点	地区拠点ほどは施設が充実していないものの、一定の機能の維持を図る	錦見、川西、多田・藤河、御庄、藤生、通津、和木駅周辺（岩国市内）
公共交通軸	岩国中心拠点から地区拠点や生活拠点間、地区拠点から生活拠点間は、鉄道やバスによる公共交通ネットワークの維持・充実を図る	鉄道（山陽本線、岩徳線、錦川清流線） バス

● 居住地の在り方

岩国市立地適正化計画の実現に向け、計画対象区域内の居住の在り方について、３つのタイプの居住区域を設定しています。

居住地の在り方

居住区域	区域区分等	概　　要
にぎわい居住区域［法定］	市街化区域・用途地域	新たな住宅開発等の誘導と既存ストックの有効活用等により、高い人口集積を維持し、官・民の生活サービス施設の立地の維持・誘導を図ることで、にぎわいのある市街地環境の形成を目指す。
ゆとり居住区域［任意］	市街化区域・用途地域	今後の人口減少を前提に、既存の良好な住環境と地域コミュニティの維持を図りつつ、新たな住宅開発等の誘導は行わず、緩やかな低密化につなげ、ゆったりとした静かな暮らしを楽しむ市街地環境の形成を目指す。
自然・田園居住区域［任意］	市街化調整区域・用途白地地域	農地や山林とともにある暮らしを前提に、集落地での居住を維持しつつ、営農・集落環境を阻害するような開発等を抑制することで、既存の農林業の維持と調和した住環境と生業環境の維持を目指す。

● 居住地における暮らし方のイメージ

《にぎわい居住区域》

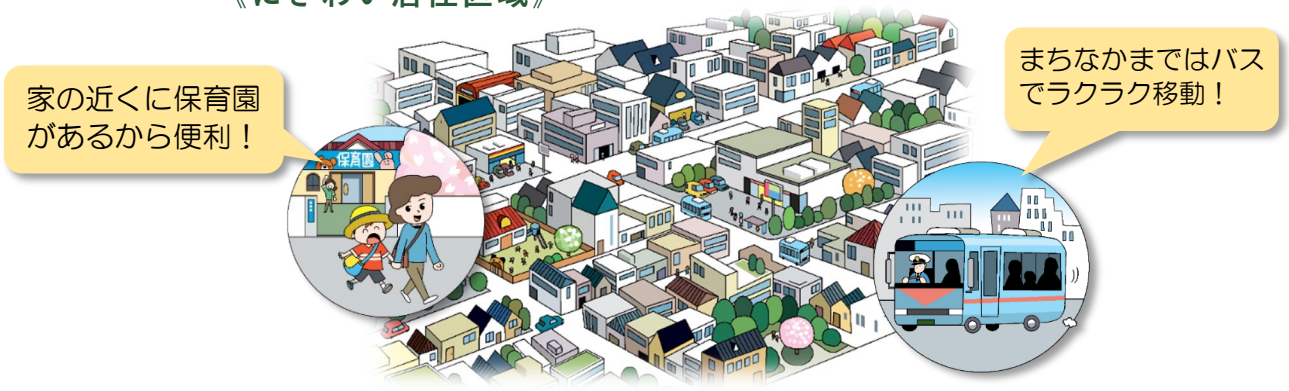

《ゆとり居住区域》

《自然・田園居住区域》

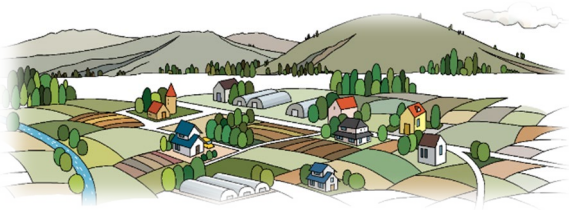

4 にぎわい居住区域（居住誘導区域）

にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定に当たっては、**日常生活における「利便性」の維持 ／ 地区「快適性」の形成 ／ 地区の「安全性」の強化** の観点から、区域を設定しています。

にぎわい居住区域（居住誘導区域） 《岩国地域》

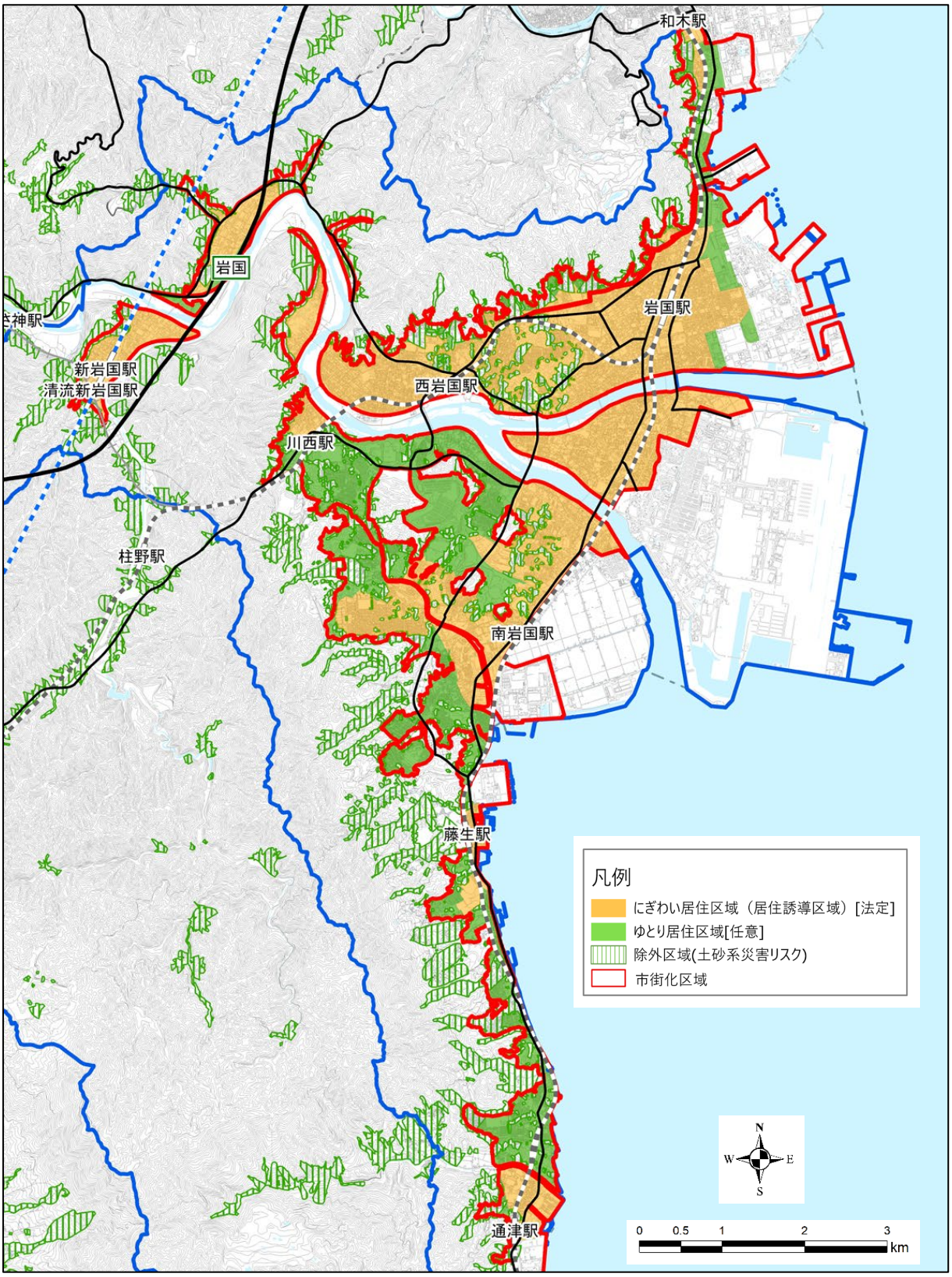

にぎわい居住区域（居住誘導区域）

《玖珂・周東地域》

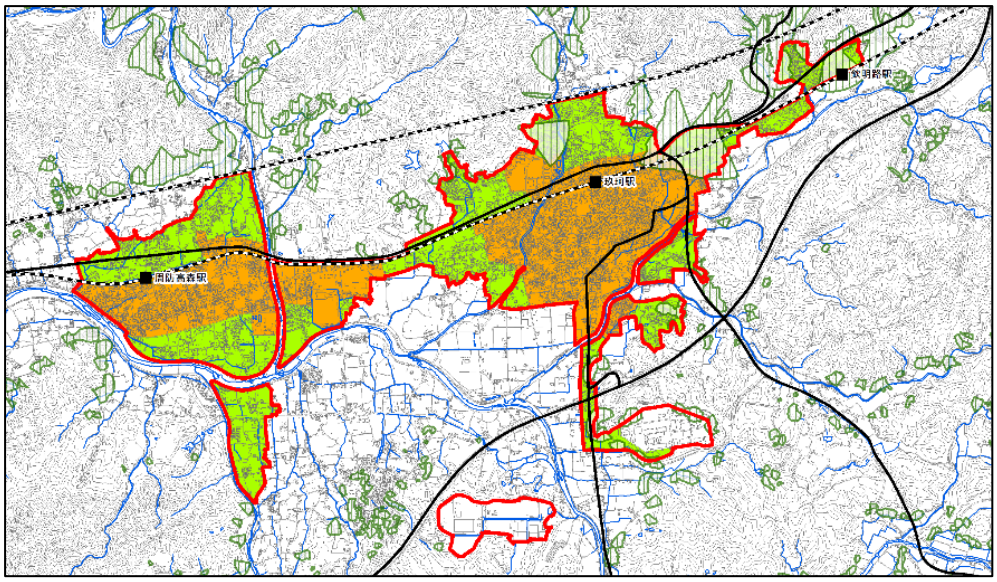

《由宇地域》

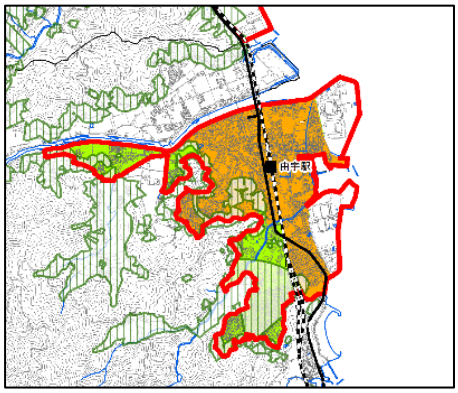

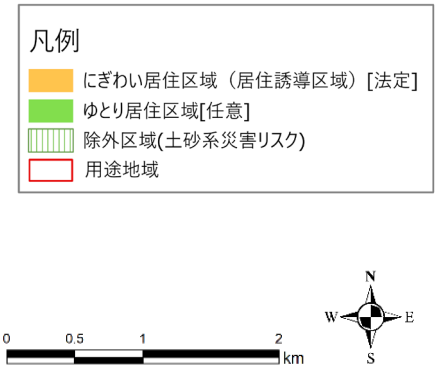

◆ 居住誘導区域に含まない区域

- 市街化調整区域
- 農用地区域
- 保安林
- 土砂災害特別警戒区域
- 津波災害特別区域
- 浸水被害防止区域

以下、本市での指定はない区域

- 住宅建築が制限されている災害危険区域
- 集団農地・良好な営農条件の農地
- 自然公園特別地域
- 原生自然環境保全区域・特別地域
- 保安林予定森林区域・保安施設地区
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

◆ 除外区域

- 土砂災害警戒区域のうち急傾斜地と地滑りについては、居住誘導区域から除外します。
- 土砂災害警戒区域のうち土石流については、特別警戒区域が指定されている場合、居住誘導区域から除外します。

5 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定に当たっては、**日常時の「交流を創出する」ポテンシャルを持つ地区の維持と、「コンパクトな移動」による生活圏の形成 ／ 非日常時（災害発生時・発生後）における防災力の形成** の観点から、区域を設定しています。

都市機能誘導区域　《岩国地域》

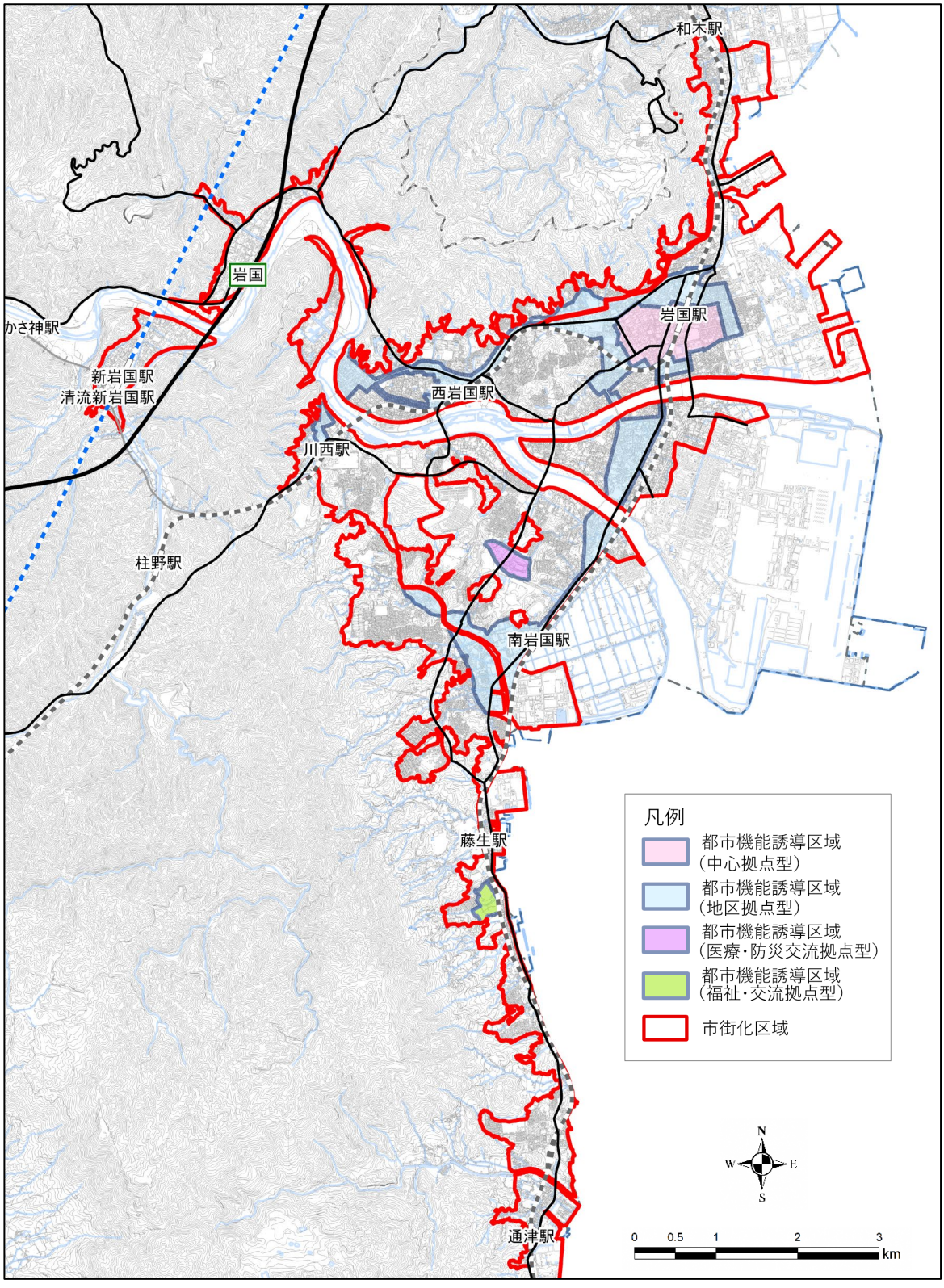

都市機能誘導区域 《玖珂・周東地域》

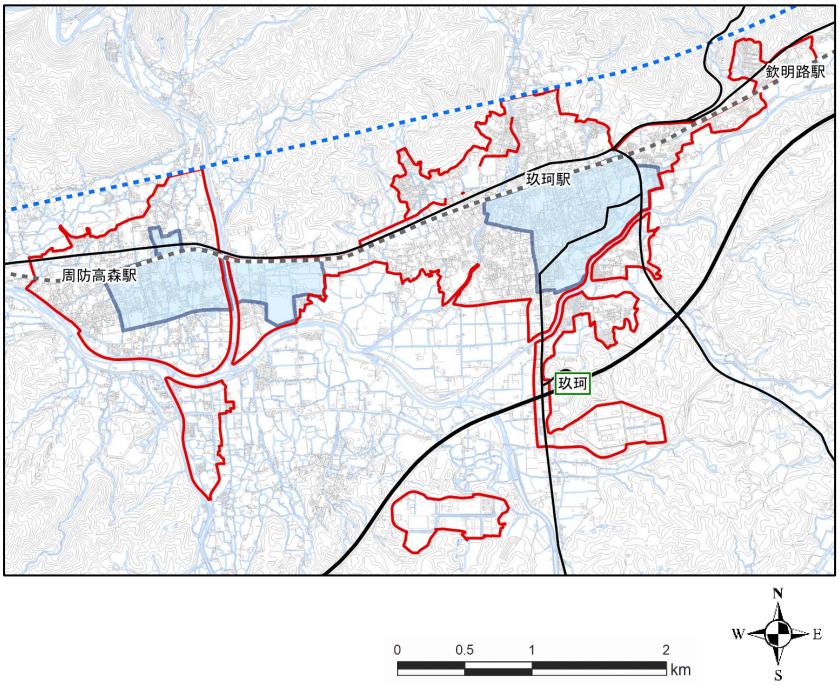

《由宇地域》

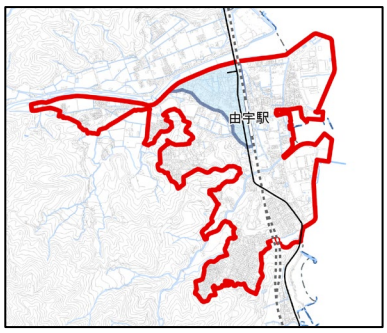

凡例

- 都市機能誘導区域（中心拠点型）
- 都市機能誘導区域（地区拠点型）
- 都市機能誘導区域（医療・防災交流拠点型）
- 都市機能誘導区域（福祉・交流拠点型）
- 用途地域

● 拠点における暮らし方のイメージ

《 中心拠点型 》

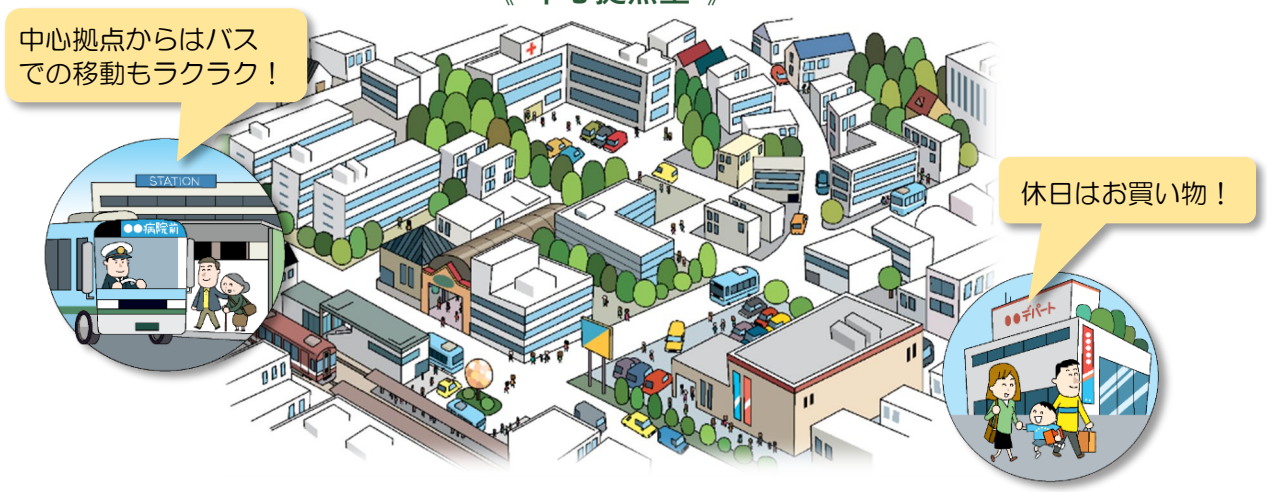

《 地区拠点型 》

6 誘導施設の設定

誘導施設の設定に当たっては、拠点の位置付けに合わせて都市機能誘導区域を４つの型に区分し、それぞれの拠点の型ごとに、用途地域の指定状況を踏まえながら、設定します。

（都市機能誘導区域の４つの型の位置については、「５ 都市機能誘導区域」参照）

誘導施設

種別＼区分			都市機能誘導区域			
			中心拠点型	地区拠点型	特定機能拠点型	
					医療・防災交流拠点型	福祉・交流拠点型
公共施設（行政が施設の維持・整備を実施）	行政機能	市役所	○	―	―	―
		総合支所・支所	―	○	―	―
	保健・医療機能	保健センター	○	○	―	―
	福祉・交流機能	福祉・交流施設	―	―	―	○
	教育・文化機能	図書館	○	○	―	―
		文化ホール	○	○	―	―
民間施設（行政が施設の維持・誘導を依頼・支援）	保健・医療機能	病院	○	○	○	―
	商業機能	商業施設（店舗面積1,000 ㎡以上）	○	○	―	―

市役所　：　地方自治法第４条第１項に規定する「事務所」
総合支所・支所　：　地方自治法第 155 条第１項に規定する「支所」
保健センター　：　地域保健法第 18 条第１項に規定する「保健センター」
福祉・交流施設　：　黒磯地区の岩国医療センター跡地に整備予定である「福祉・交流施設」
図書館　：　図書館法第２条第２項に規定する「公立図書館」
文化ホール　：　300 席以上の客席を有する施設
病院　：　医療法第１条の５第１項に規定する「病院」
商業施設　：　大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する「大規模小売店舗」に該当するものであって、同条第１項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超える「商業施設」

※既存施設で都市機能誘導区域外や除外区域内に立地しているものについては、建て替え等の機会を利用して、都市機能誘導区域内への移転等を誘導します。

7 防災減災対策の取組方針

にぎわい居住区域（居住誘導区域）は、土砂災害警戒区域の指定のある地域を除外し、安全性を考慮した区域となっていますが、水災害系のリスクが残存しています。

水災害系の対策については、各種関連計画と連携しながら、

- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制**【災害リスクの回避】**
- 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアをにぎわい居住区域（居住誘導区域）から除外することによる立地誘導**【災害リスクの回避】**
- ハード、ソフトの防災減災対策**【災害リスクの低減】**

を総合的に組み合わせた防災減災対策を定め、市民の「命」を守ることに主眼をおいて、計画的かつ着実に必要な各種施策に取り組みます。

関連計画の内容

区分	立地適正化計画（防災指針）	国土強靭化地域計画	地域防災計画
対象範囲	にぎわい居住区域内（居住誘導区域）	岩国市全域	岩国市全域
概要	にぎわい居住区域（居住誘導区域）内に残存する災害リスクに対する防災減災対策を示す計画	様々な災害リスクを見据えつつ、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能、地域社会、地域経済などを事前に作り上げていくための計画	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関（行政等）、市民が有する全機能を有効に発揮して市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
特徴	リスク回避策、リスク軽減策に分類して施策を示している	リスクシナリオに合わせて施策を示している	防災、災害予防、応急対応、復旧・復興の段階に分けて対策を示している
根拠法	都市再生特別措置法	国土強靭化基本法	災害対策基本法
対象災害	主として水災害	全般	全般
時系列	平時から災害発生時	平時から災害発生時	平時から災害発生後

各計画の時系列関係

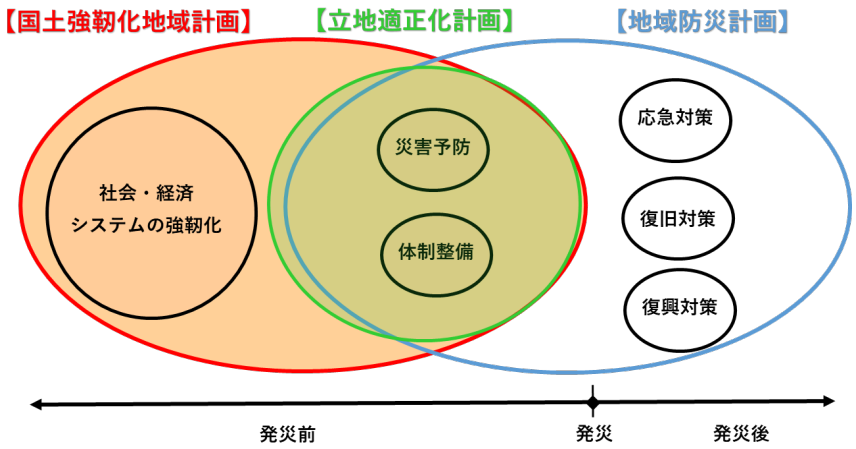

● 防災減災にかかる役割

岩国市の役割（公助）	• 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係部署はもとより、国、県と連携しながら施策を推進していきます。 • 市民や地域に対して、災害リスク情報の整理や周知、知識を深める機会を通して、地域の災害対応能力が向上するよう努めます。 • 本計画では、河川施設や幹線道路網の整備等のハード整備のほか、指定緊急避難場所の見直しや災害情報の伝達手段の充実など、行政が主体となる事業・施策を推進し、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内において、リスクを回避・低減できるまちづくりを推進します。
地域の役割（共助）	• 「地域の住民で助け合う」という共助の意識醸成を図ります。 • 普段から近所づきあいを大切にし、住民同士で災害に備えます。 • 本計画では、自主防災組織の活動の支援等、地域の住民同士の自主的な避難行動等の促進につながる取組を推進していきます。
市民の役割（自助）	• 「自らの身は自分で守る」という自助の意識醸成を図ります。 • 生活必需物資の備蓄等自ら災害に備えるとともに、防災訓練等の防災活動への参加を通じ、平素から地域の防災力の向上に努めます。 • 本計画では、誘導区域への居住の推進に加えて、市内全域で災害情報の発信やハザードマップの周知等の支援を行います。

コラム　災害情報の収集や活用について

災害時における対応は、命を守るために避難に役立つ情報を集めて、早めの行動につなげることが重要です。

■重ねるハザードマップ

https://disaportal.gsi.go.jp/

重ねるハザードマップは、洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

（出典：「ハザードマップポータルサイト」）

■岩国市防災ガイドブック

https://www.city.iwakuni.lg.jp/uploaded/attachment/52084.pdf

防災ガイドブックでは、マイタイムライン（防災行動計画）を掲載しています。災害時にあわてず避難するためには、避難に備えた行動をあらかじめ決めておくことが重要になります。

（出典：岩国市防災ガイドブック）

● 本計画に掲げる防災減災に係る取組の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《洪水浸水（洪水家屋倒壊を含む）》

- 大雨などによる洪水浸水については、本市の地理的特性やまちの成り立ちを踏まえ、浸水想定区域の周知や治水対策の促進などのソフト・ハードの対策を行います。
- 本計画では、災害規模が最大となる想定を示した「想定最大規模降雨」に対応することは現実的に困難なため、発生頻度の高い「計画規模降雨」に対する取組を進めます。

《内水浸水》

- 本市は、大雨などによる内水浸水については「内水被害実績箇所」を公表しています。
- 本計画においては、必要なハード対策を検討するとともに、市民等による浸水対策や防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策を組みあわせて取組を進めます。

《土砂災害》

- 大雨や地震による土砂災害（急傾斜地と地すべり）については、にぎわい居住区域（居住誘導区域）を設定する際に、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域（レッドゾーン・イエローゾーン）を除外しており、リスクは既に回避できています。
- 本計画においては、避難路や輸送ルートの確保において重要性の高い地域でのリスクに対して課題を抽出し、取組を進めます。
- 大雨による土砂災害（土石流）については、にぎわい居住区域（居住誘導区域）を設定する際に、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を除外しています。
- 本計画においては、必要なハード整備を検討するとともに、情報提供などのソフト対策を組みあわせて取組を進めます。

《津波浸水・高潮浸水》

- 地震による津波浸水や台風などによる高潮浸水については、護岸や堤防の管理者と連携して維持・改修の検討を行うとともに、避難路や輸送ルートの確保において重要性の高い地域でのリスクに対して課題を抽出し、取組を進めます。

《液状化、大規模盛土造成地》

- 大規模盛土造成地については、現在、市内の大規模盛土造成地を対象に調査中であり、調査結果を踏まえて必要に応じた取組を検討します。
- 液状化被害については、市民等による防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策を組み合わせて取組を進めます。

《高潮浸水（継続時間）、地震（震度）》

- 台風による高潮の浸水継続時間や地震の震度分布は、災害啓発のため山口県等からデータが公表されております。しかしながら、現実的に高潮浸水は広範囲に長時間生じること、地震の震度は性質上のことから、災害リスクを回避、低減させることが困難です。
- そのため、市民や地域の防災意識の向上などのソフト対策に取り組みます。

8 誘導施策・防災減災施策

にぎわい居住区域（居住誘導区域）への居住を誘導する施策や防災減災にかかる施策、都市機能誘導区域における誘導施設の立地を誘導するための施策を実施することで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による立地適正化の実現を目指します。

● 居住を誘導するための施策

《住環境の向上》

- ○ 城下町地区街なみ環境整備事業の推進
- ○ 川下地区まちづくり整備計画の推進
- ○ 南岩国駅前地区のまちづくりの推進
- ○ 汚水処理施設整備の優先度の検討・実施
- ○ 私道舗装等整備の促進
- ○ 公営住宅の再編・長寿命化の推進　等

《土地利用》

- ○ 地区の特徴を伸ばす地域地区等の活用
- ○ 居住地環境の整備

《にぎわい居住区域（居住誘導区域）外における施策》

- ○ 都市再生法に基づく届出制度の活用
- ○ 各居住区域に適した居住環境の整備

《交通環境の向上》

- ○ 持続可能な公共交通網の形成
- ○ 幹線道路網の整備
- ○ 生活道路の整備・改善
- ○ 新岩国駅周辺における安心・安全な地域交通空間の創出

● 誘導施設の立地を誘導するための施策

《都市機能の維持・充実》

- ○ 中心市街地活性化の推進
- ○ 空き店舗等の利活用の推進
- ○ 岩国医療センター跡地における福祉・交流拠点の整備
- ○ 誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用　等

《交通環境の向上》

- ○ 地域公共交通計画の推進

新岩国駅周辺整備事業の完成イメージ

いこいと学びの交流テラス整備事業の完成イメージ

● 防災減災対策の推進に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《災害リスクを回避するための施策》

○ 災害ハザードエリアでの立地抑制　　○災害ハザードエリアでの開発許可の厳格化
○ 災害ハザードエリア内の危険住宅の移転に関する補助　等

《災害リスクを低減するための施策》

① 河川等の護岸や堤防の強化

○ 流域治水プロジェクトの促進　　○河川の改修、管理

② 港湾、漁港の護岸や堤防の強化

○ 港湾施設の改修、管理　　○漁港施設の改修、管理

③ 浸水エリアにおける排水機能の強化

○ 排水路の整備、管理　○ ポンプ場等の整備、管理　○ 雨水整備の基本方針の策定

④ 災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定

○ 指定緊急避難場所の見直し　　○指定緊急避難場所の再配置の検討
○ 公共施設整備に伴う防災対応の協議・検討

⑤ 災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化

○ 指定緊急避難場所の充実　○ 防災ガイドブックの周知　○ ハザードマップの周知
○ 自主防災組織の活動支援　○ 災害時要援護者避難支援の強化　等

⑥ 民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結

○ 民間施設を活用した指定緊急避難場所の指定　等

⑦ 道路ネットワークの構築・強化

○ 幹線道路網の整備【再掲】　○ 緊急輸送道路の整備の推進
○ 緊急輸送道路の占用制限の推進　等

⑧ 土砂災害防止施設の整備

○ 治山対策の推進　　○ 砂防堰堤等の整備の推進
○ 急傾斜地崩壊対策事業の推進

⑨ 液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信

○ 液状化に関する情報発信

⑩ 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と必要に応じた対策の検討

○ 大規模盛土造成地への対応

● 施策の実施に向けて岩国市が講ずる施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 民間施設の維持・誘導に向けた支援の検討　○ 庁内横断的組織の設置　等

※施策の内容については、実施に当たり、予算措置や関係者との調整、住民との合意形成等が必要となりますが、本計画は、おおむね 20 年後の将来を展望した長期的なマスタープランであることから、検討・調整事項も含めて記載しています。

9 届出制度

◆ 届出制度は、都市再生法に基づく制度で、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備等の動きを把握することを目的としており、以下に示す行為を行う場合には、市長への届出が必要となります。

◆ なお、宅地建物取引業法第35条第１項及び同法施行令第３条第１項に定める**「重要事項説明」の対象**となります。

● にぎわい居住区域（居住誘導区域）外での届出対象（都市再生法第 88 条）・・・

開発行為	①**３戸以上の住宅**の建築目的の開発行為 ②**１戸又は２戸の住宅**の建築目的の開発行為で、その**規模が 1,000 ㎡以上**のもの ③**住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの**の建築目的で行う開発行為（例えば、**寄宿舎や有料老人ホーム等**）
建築等行為	①**３戸以上の住宅**を新築しようとする場合 ②**人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの**を新築しようとする場合（例えば、**寄宿舎や有料老人ホーム等**） ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

※本市においては、2025（令和７）年３月３１日時点で、条例は定めていません。

● 都市機能誘導区域外での届出対象（都市再生法第 108 条）・・・・・・・・・

開発行為	①**誘導施設を有する建築物**の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を**新築**しようとする場合 ②建築物を**改築**し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の**用途を変更**し、誘導施設を有する建築物とする場合

● 都市機能誘導区域内での届出対象（都市再生法第 108 条の２）・・・・・・・・・・

休廃止	①誘導施設を**休止**又は**廃止**しようとする場合

● 届出の時期（都市再生法第 88 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・開発行為等に着手する **30 日前**まで

10 計画の推進に関する事項

本計画に掲げた施策の実施状況を適切に管理するための目標を掲げ、PDCA サイクルにより、計画の進行管理を行います。

● 目標値

1 交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成

① にぎわい居住区域（居住誘導区域）内の人口密度の維持
② 都市機能誘導区域内の誘導施設数の維持
③ 公共施設（建物）の総延床面積の削減

2 移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成

市民１人当たりのバス・鉄道年間利用回数

3 自然災害に備えた既成市街地の再編

① 河川洪水対策の推進
② 河川氾濫ハザードマップの公表河川の拡大

本計画の目標である

多様な魅力を活力に変え
安心・快適に暮らせる
持続可能な都市

の実現を目指します。

● 進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

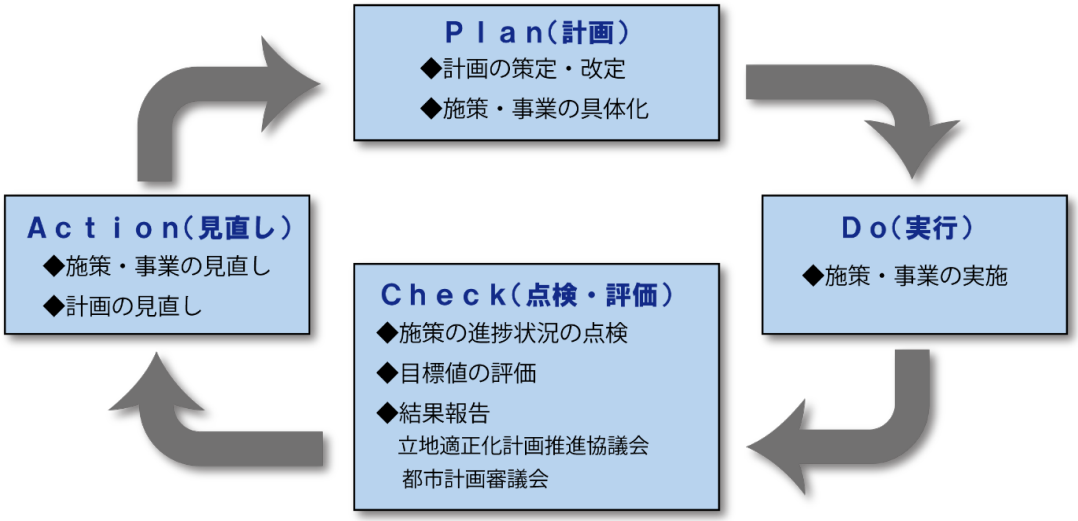

◆ 岩国市ホームページで「岩国市立地適正化計画」の本編をご覧いただけます。
ホームページアドレス　https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/44/49484.html

岩国市立地適正化計画　概要版　　令和７年３月発行

岩国市　都市開発部　都市計画課
住所：〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
TEL：(0827)29-5161　　FAX：(0827)24-4207　　E-mail：toshikei@city.iwakuni.lg.jp